医療科学研究所

科学研究費補助金等公的研究費の不正使用防止計画

2016年12月7日

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	具体的防止計画
・研究費の運営・管理に関する責任者や権	•科学研究費補助金等公的研究費(以下「科
限が不明瞭。	研費等」という。) に関する規程を制定し、
	最高管理責任者、統括管理責任者等の責任
	体系を明確に定め、内外に公表する。
・責任者とその責任範囲・権限について、人	・責任者の交代時においては、十分な引継
事異動等による責任者の交代により後任者	を行う。
が十分な認識を有さない。	

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	具体的防止計画
・科研費等の使用ルールとその運用が乖離	・使用ルールとその運用に乖離がある場合
する。	は、適切な指導を行うとともに、原因を分
	析した上で必要に応じて規定・ルールの変
	更等も含めた対策を講じる。
・使用ルールについて誤った運用が行われ	・使用ルールについて、全ての研究者及び
る。	事務職員(以下「研究者等」という。)へ周
	知する。
・コンプライアンスに対する関係者の意識	・事務職員には着任時、研究者には科研費
が低下する	等への申請時に、不正使用を行わない旨の
	誓約書を提出させる。
	・文科省等が開催する研修会等へ積極的に
	参加させる。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	具体的防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないた	・定期的に予算施行状況の確認を行うとと
め、年度末に予算執行が集中する等の事態	もに、必要に応じ改善を求める。
が発生する。	

4. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	具体的防止計画
通報窓口がわかりにくいため、不正が潜在	・通報窓口をホームページに掲載し、周知
化する。	する。

5. モニタリングの在り方

不正発生要因	具体的防止計画
モニタリング体制の未整備、監査体制が不	・監査体制の確認、不正防止計画のモニタ
十分	リングを年1回行い、必要に応じて見直す。
	・定期的に内部監査を実施する。